

社保・国保審査委員連絡委員会合議結果

と き 平成 14 年 12 月 5 日 (木)

ところ 山口県医師会館

協 議

1. 特養入所者に対する便秘薬や浣腸の請求について [国保連合会]

特別養護老人ホーム等における保険診療については、平成 13 年 7 月 5 日の当委員会において協議いただいた。

しかしながら、過去に「便秘薬や浣腸、理学療法等は特養に常備してあるので、請求は認めていない。ただし、高圧浣腸や 100 ml くらいの G 浣は何らかの病名があれば認めている。」(昭和 63 年 8 月 25 日社保・国保・国鉄審査委員合同協議会)と合議されていることから、請求する医療機関と請求しない医療機関があるように見受けられるので整理願いたい。

病名があれば認める。(常備薬以外の薬を処方したのであれば認められる。)

2. 糖尿病薬の併用投与について [国保連合会]

糖尿病薬の投与について保険者からの再審査請求があることから、次の事項について協議願いたい。

- (1) 「インスリン非依存型糖尿病」を適応症とするアクトス錠(塩酸ピオグリタゾン)、アマリール錠(グリメピリド)、オイグルコン錠(グリベンクラミド)、グルコバイ錠(アカルボース)等のインスリン投与時の併用について
- (2) インスリン抵抗性改善血糖降下剤と α -グルコシダーゼ阻害剤、スルホニルウレア剤の3剤併用について

- (1) アクトス錠の併用は認めない。
アマリール錠、オイグルコン錠等のSU剤併用については、慎重投与とする。
- (2) 併用投与を認める。

3. 新鮮凍結人血漿を投与する際の凝固因子検査について [国保連合会]

「血液製剤の使用指針」では、「投与に当たっては、投与前にプロトロンビン時間(PT)、活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)及びフィブリノゲン値を測定することを原則とする。」となっている。

大量出血時等の緊急の場合を除いて、新鮮凍結人血漿を投与する際のレセプトへの当該検査値記載の必要性について協議願いたい。

ケースバイケースとする。注記が望ましい。

4. 大腸菌抗原同定検査と細菌培養同定検査(消化管)の算定について [支払基金]

大腸菌抗原同定検査を行った場合D018細菌培養同定検査等の費用は別に算定できない(H14.3.29保医発0329001)とあるが、下記の事項について同一月内での算定が認められるか協議願いたい。

- (1) 実日数が1日の場合
- (2) 実日数が数日ある場合

出席者

委 員	為近 義夫	委 員	大藪 靖彦
	河村 奨		杉山 元治
	池本 和人		
	村田 武穂	県医師会	
	萬 忠雄	副会長	藤原 淳
	矢賀 健	常任理事	小田 達郎
	藤井 英雄		山本 徹
	村田 欣也	理 事	三浦 修
	藤井 正隆		佐々木美典
	柴田 正彦		西村 公一

- (1) 細菌培養同定検査を査定とする。
 - (2) 各々の検査実施日の記載を必要とする。
- (注) 大腸菌抗原同定検査実施後、菌の有無の確認のための細菌培養同定検査は認める。

5. 血液を検体としての細菌顕微鏡検査の算定について [支払基金]

血液を検体としての細菌顕微鏡検査は、どのような疾患に対して認められるか協議願いたい。

マラリア、アメーバ赤痢及び菌血症に対して認める。菌血症については症例を選んで慎重に行われたい。傾向的な場合は査定もあり得る。

6. 処置に使用のキシロカインゼリーの算定について [支払基金]

摘便・高位浣腸及び坐薬挿入等施行時の使用を認めるか協議願いたい。

摘便、高位浣腸については認める。

(注) ベノキシールゼリーは、前立腺マッサージについて認める。

7. 非特異的 IgE(RIST) と特異的 IgE(RAST) 及びアトピー鑑別試験、三者の併用算定について [支払基金]

同一採血での三者併用算定は認められるか協議願いたい。

特異的 IgE(RAST) とアトピー鑑別試験の併用は認めない。ただし、アトピー鑑別試験にない RAST の検査項目を施行した場合は、注記の記載があれば認める。

8. ルーチン検査の適応範囲について [支払基金]

平成 11 年 2 月 25 日開催の社保・国保審査委員連絡委員会において生化学 (I) は D007-1 ~ 7 をルーチン検査として認めるとなっていた。

- * 平成 14 年 4 月点数表改正により、D007 は、過酸化脂質と蛋白分画測定
- * 平成 14 年 3 月までは、D007 は、過酸化脂質のみ

蛋白分画測定は、ルーチン検査として認めるか協議願いたい。平成 6 年 1 月 20 日開催の社保・国保審査委員連絡委員会では、蛋白分画測定は認めることとなっていた。

入院及び手術前の蛋白分画検査は、ルーチン検査として認める。

内視鏡前のルーチン検査としては認めない。

9.C- ペプチド測定の算定について [支払基金]

血中 C- ペプチド測定については、インスリン使用患者で測定の必要が生じた場合だけ認める (平成 4 年 4 月 1 日発行の勤務医のための保険診療の手引き) とあるが、尿中 C- ペプチド測定の場合インスリン使用に関係なく算定できる (入院患者月 2 回) と思うが、いかがなものか協議願いたい。

1 型の判定の場合は認める。2 型でも経過を見る場合は認める。

(入院患者のみ月 2 回まで認める。)

※ 以上の合意事項については、いずれも 15 年 2 月診療分から適用する。

【留意事項】

特定入院料等算定患者の他医療機関への受診について

「入院医療機関において特定入院料等を算定している患者について、当該特定入院料等に含まれる診療を他医療機関で行った場合には当該費用を算定できない。」

平成 12 年 4 月の改定では初・再診料のみ算定可であったものが、平成 14 年 4 月の改定で「初・再診料を除く」という文言が削除された。このため、初・再診料の算定が不可となったので、留意すること。

なお、眼科等の専門的な診療を受けた場合は、この限りではない。